

## 「MMF等の運営に関する規則」の一部改正

平成 28 年 7 月 21 日

(下線部分変更箇所)

新	旧
MMF等の運営に関する規則	MMF等の運営に関する規則
<p>第1章 総 則 (目的)</p> <p>第1条 この規則は、マネー・マネージメント・ファンド（以下「MMF」という。）<u>及び投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第25条第2号に規定する公社債投資信託（計算期間が一日のものに限る。）</u>であって、権利者と金融商品取引業者との間で行われる有価証券の売買その他の取引に係る金銭の授受の用に供することを目的としてその受益権が実質的に自然人である個人（法人による取得又は保有であっても、自然人である個人が取得・一部解約の投資の判断を行うものを含む。）を対象として取得又は保有されるもの（以下「MRF」という。）の運用に関する事項、組入資産の評価に関する事項及び販売に関する事項等を定め、<u>MMF及びMRF（以下「MMF等」という。）</u>の運用の安定化等を図り、もって投資者の保護を図ることを目的とする。</p>	<p>第1章 総 則 (目的)</p> <p>第1条 この規則は、マネー・マネージメント・ファンド（以下「MMF」という。）及び<u>証券総合口座用ファンド</u>（以下「MRF」という。）の運用に関する事項、組入資産の評価に関する事項及び販売に関する事項等を定め、<u>MMF等</u>の運用の安定化等を図り、もって投資者の保護を図ることを目的とする。</p>
<p>第2章 MMFに関する特例 (MMFの投資対象)</p> <p>第2条 MMFが投資することができる有価証券は、次に掲げる有価証券とする。</p> <p>(1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略)</p> <p>(5) 社債券（社債券のうち、新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券を除き、新株予約権付社債券にあっては、会社法（平成17年法律第86号）第236条第1項第3</p>	<p>第2章 MMFに関する特例 (MMFの投資対象)</p> <p>第2条 MMFが投資することができる有価証券は、次に掲げる有価証券とする。</p> <p>(1) 国債証券 (2) 地方債証券 (3) 特別の法律により法人の発行する債券 (4) 資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）に規定する特定社債券（資産流動化計画に新優先出資の引受権のみを譲渡することができる旨の定めがない場合における新優先出資引受権付特定社債券及び転換特定社債券を除く。）</p> <p>(5) 社債券（社債券のうち、新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券を除き、新株予約権付社債券にあっては、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約</p>

新	旧
号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債券を含む。）及び転換社債券に限る。）	権付社債についての社債であって当該社債と新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債券を含む。）及び転換社債券に限る。）
(6) (略)	(6) コマーシャル・ペーパー（以下「C P」という。）
(7) (略)	(7) 外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、前6号の証券の性質を有するもの
(8) (略)	(8) 外国の者の発行する証券又は証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付を業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するもの（以下「外国貸付債権信託受益証券」という。）
(9) (略)	(9) 外国法人が発行する譲渡性預金証書（以下「海外C D」という。）
(10) (略)	(10) 貸付債権信託受益権（金融商品取引法（昭和23年法律第25号、以下「金商法」という。）第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券及び同条第2項第1号に規定する信託の受益権のうち銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年法律第44号）第2条第1項に規定する協同組織金融機関及び金商法施行令（昭和40年政令第321号）第1条の9各号に掲げる金融機関又は信託会社の貸付債権を信託する信託（当該信託に係る契約の際ににおける受益者が委託者であるものに限る。）の受益権、外国又は外国の者の発行する証券又は証書で同様の性質を有するもの並びに外国の者に対する権利で同様の権利の性質を有するものをいう。）
(11) 指定金銭信託（ <u>投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第2号に規定する元本の補填の契約をした金銭信託の受益権であり、かつ、金商法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券の性質又は同条第2項第1号に規定する信託の受益権の性質を有するものをいう。以下同じ。）</u>	(11) 指定金銭信託（ <u>金商法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券及び同条第2項第1号に規定する信託の受益権のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年府令第129号）第22条第1項第2号に規定する元本補填契約のある金銭信託の受益権をいう。）</u>
2 (略)	2 前項に規定する有価証券のほか、MMFが投資できる資産は、次に掲げる資産（以下「金融商品」という。）とする。 (1) 預金 (2) コール・ローン (3) 手形割引市場において売買される手形（以下「割引手形」という。）
3 (略)	3 MMFにおいて運用の指図を行うことのできる取引は、次に掲げる取引とする。 (1) 有価証券の貸付 (2) 債券の貸借取引

新	旧
	<p>(3) 現先取引            (4) 資金の借入（解約金の支払い又は分配金の支払いのための資金の借入に限る。）            (5) 投資信託等の運用に関する規則第18条第1項に規定するデリバティブ取引等（ヘッジ目的で利用する場合に限る。）</p>
4 (略)	<p>4 前項第4号に規定する資金の借入は、細則で定める限度額等の範囲内で指図を行うことができるものとする。            * 細則第2条</p>
(組入有価証券等の範囲) 第3条 MMFが組入れることのできる有価証券の範囲は、前条第1項に規定する有価証券のうち次に掲げる有価証券とする。	(組入有価証券等の範囲) 第3条 MMFが組入れることのできる有価証券の範囲は、前条第1項に規定する有価証券のうち次に掲げる有価証券とする。
(1) (略) (2) (略) (3) (略)	<p>(1) わが国の国債証券、政府保証債券及び日銀が発行する債券（以下「国債等」という。）            (2) 前号に規定する有価証券以外の有価証券で、当該有価証券の取得時において2社以上の信用格付業者等（金商法第2条第36項に規定する信用格付業者及び金融商品取引業等に関する内閣府令第116条の3第2項に規定する特定関係法人をいう。以下同じ。）により、P-2又はA-2相当以上の短期信用格付若しくはB B B フラット又はB a a 2相当以上の長期信用格付を受けているもの            (3) 前2号に規定する有価証券以外の有価証券で1社の信用格付業者等からの信用格付のみのもの又は信用格付業者等から信用格付を取得していないもののうち、取得時において投資信託委託会社（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第11項に規定する投資信託委託会社をいい、以下「委託会社」という。）が発行者の財務内容等を基に前号に規定するものと同等の信用力を有すると認めたもの</p>
2 MMFが組入れができる金融商品の範囲は、前条第2項に規定する金融商品のうち次に掲げる金融商品とする。  (1) 前条第2項各号に規定する金融商品で前項第1号に規定する有価証券を担保とするもの 若しくは国又は日銀が保証するもの  (2) (略)	<p>2 MMFが組入れができる金融商品の範囲は、前条第2項に規定する金融商品のうち次に掲げる金融商品とする。</p> <p>(1) 前条第2項各号に規定する金融商品で前項第1号に規定する有価証券を担保とするもの 若しくは国又は日銀が保証するもの            (2) 前号に規定する金融商品以外の金融商品で次のいずれかに該当するもの イ 取得時において2社以上の信用格付業者等により、P-2又はA-2相当以上の短期信用格付若しくはB B B フラット又はB a a 2相当以上の長期信用格付を受けているもの</p>

新	旧
	<p>ロ イに規定する金融商品以外の金融商品で1社の信用格付業者等からの信用格付のみのもの又は信用格付業者等から信用格付を取得していないもののうち、取得時において委託会社が発行者の財務内容等を基にイに規定するものと同等の信用力を有すると認めたもの</p>
(運用指図できる取引の範囲)	(運用指図できる取引の範囲)
第4条 第2条第3項に規定する取引は、次に掲げる取引について当該各号に掲げる取引先又は取引対象の範囲で行うものとする。ただし、わが国の国債等を担保とする取引又は政府若しくは日銀が保証する取引に係るものについてはこの限りでない。	第4条 第2条第3項に規定する取引は、次に掲げる取引について当該各号に掲げる取引先又は取引対象の範囲で行うものとする。ただし、わが国の国債等を担保とする取引又は政府若しくは日銀が保証する取引に係るものについてはこの限りでない。
(1) (略)	<p>(1) 有価証券の貸付は、次のいずれかに該当する者に貸し付けるものであること</p> <p>イ 2社以上の信用格付業者等により、P-2又はA-2相当以上の短期信用格付若しくはB B フラット又はB a a 2相当以上の長期信用格付を受けている者</p> <p>ロ 1社の信用格付業者等からの信用格付のみのもの又は信用格付業者等から信用格付を取得していないもののうち、取得時において委託会社が発行者の財務内容等を基にイに規定するものと同等の信用力を有すると認めた者</p>
(2) (略)	<p>(2) 債券の貸借取引は、当該取引の対象となる債券が前条第1項に規定するいずれかの有価証券に該当するもの、又は前号に規定するイ又はロのいずれかに該当する者との間で取引を行うものであること</p>
(3) (略)	<p>(3) 現先取引は、当該取引の対象となる有価証券又は金融商品が、前条第1項又は第2項に規定するいずれかの有価証券又は金融商品に該当するもの、又は第1号に規定するイ又はロのいずれかに該当する者との間で取引を行うものであること</p>
<u>(格付による基準に係る留意事項)</u>	<u>(新 設)</u>
<u>第4条の2 前2条において規定する格付による基準及びこれらの規定に従い保有している資産に係る格付は、格付対象に係る信用力を判定する上で一部の要素に過ぎないことを考慮し、これを機械的に利用することは差し控えるとともに、格付以外の要素を含めた総合的な要素を考慮の上、信用力その他について社内管理を適切に行うものとする。</u>	
(組入資産の残存期間)	(組入資産の残存期間)
第5条 MMFの組入資産は、受渡日から償還日又は満期日までの期間（以下「残存期間」という。）が1年を超えないものとする。	第5条 MMFの組入資産は、受渡日から償還日又は満期日までの期間（以下「残存期間」という。）が1年を超えないものとする。

新	旧
(削除)	<u>2 満期保有目的債券（第8条に規定する満期保有目的債券をいう。以下同じ。）については、前項の規定は適用しない。</u>
(投資制限) 第6条 同一の法人等が発行する有価証券等（第3条第1項に規定する有価証券（第1号に規定する有価証券を除く。）及び同条第2項に規定する金融商品（第1号に規定する金融商品を除く。）をいう。以下この条において同じ。）若しくは取扱う有価証券等への投資は、次に掲げる額の範囲内とする。 (1) (略)	(投資制限) 第6条 同一の法人等が発行する有価証券等（第3条第1項に規定する有価証券（第1号に規定する有価証券を除く。）及び同条第2項に規定する金融商品（第1号に規定する金融商品を除く。）をいう。以下この条において同じ。）若しくは取扱う有価証券等への投資は、次に掲げる額の範囲内とする。 (1) 2社以上の信用格付業者等からP-1又はA-1相当以上の短期信用格付若しくはA3又はA-1相当以上の長期信用格付を受けているもの、若しくは信用格付業者等から信用格付けを受けていないもののうち委託会社が当該信用格付と同等の信用力を有するものと認めた有価証券等は、当該有価証券等の取得時において当該投資信託財産の純資産総額（以下「純資産総額」という。）の5%以内の額とする。 (2) 前号に規定する有価証券等以外の有価証券等は、当該有価証券等の取得時において純資産総額の1%以内の額とする。
2 前項第1号に規定する有価証券等のうち同一の銀行が発行した有価証券等への投資は、前項第1号の規定にかかわらず取得時において純資産総額の10%以内の額とする。ただし、CP、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債、農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債及び一般振替機関の監督に関する命令第38条第2項に規定する短期外債をいう。）、CD、コール・ローン、割引手形及び預金以外の有価証券等については、純資産総額の5%以内の額とする。	2 前項第1号に規定する有価証券等のうち同一の銀行が発行した有価証券等への投資は、前項第1号の規定にかかわらず取得時において純資産総額の10%以内の額とする。ただし、CP、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債、農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債及び一般振替機関の監督に関する命令第38条第2項に規定する短期外債をいう。）、CD、コール・ローン、割引手形及び預金以外の有価証券等については、純資産総額の5%以内の額とする。
3 (略)	3 第1項第2号に規定する有価証券等への投資の合計額は、当該有価証券等の取得時において純資産総額の10%以内の額とする。
(削除)	<u>4 満期保有目的債券については、前3項の規定にかかわらず第8条の定めるところによるものとする。</u>
<u>4 取引期間が5営業日以内のコール・ローン（国債等を担保とするコール取引を除く。）について</u>	<u>5 取引期間が5営業日以内のコール・ローン（国債等を担保とするコール取引を除く。）について</u>

新	旧
<p>いては、第1項から第3項の規定にかかわらず、同一の取引先に係る組入れの合計額は、純資産総額の25%以内とする。</p> <p><u>5</u> 投資信託財産に組入れができる資産は、円貨で約定し円貨で決済する資産に限るものとする。</p> <p><u>6</u> 委託会社は、債券について時価が入手できないものは組入れないものとする。</p> <p><u>7</u> 委託会社は、証券化関連商品及び取得時において償還金等が不確定な仕組債等で細則で定めるものは組入れないものとする。</p> <p>* 細則第3条</p> <p>(組入れられた資産の平均残存期間)</p> <p>第7条 MMFの組入資産の<u>WAL方式</u>の平均残存期間（細則で定める計算方法により算出された期間をいう。）は、<u>90日</u>を超えないものとする。</p> <p><u>ただし、WAM方式の平均残存期間（細則で定める計算方法により算出された期間をいう。）は60日を超えないものとする。</u></p> <p>* 細則第4条、<u>第4条の2</u></p> <p>* 委員会決議1</p>	<p>いては、第1項から第3項の規定にかかわらず、同一の取引先に係る組入れの合計額は、純資産総額の25%以内とする。</p> <p><u>6</u> 投資信託財産に組入れができる資産は、円貨で約定し円貨で決済する資産に限るものとする。</p> <p><u>7</u> 委託会社は、債券について時価が入手できないものは組入れないものとする。</p> <p><u>8</u> 委託会社は、証券化関連商品及び取得時において償還金等が不確定な仕組債等で細則で定めるものは組入れないものとする。</p> <p>* 細則第3条</p> <p>(組入れられた資産の平均残存期間)</p> <p>第7条 MMFの組入資産（<u>満期保有目的債券を含む。</u>）の平均残存期間（細則で定める計算方法により算出された期間をいう。<u>以下同じ。</u>）は、<u>180日</u>を超えないものとする。</p> <p>* 細則第4条</p> <p>* 委員会決議1</p>
第8条 (削除)	<p><u>(満期保有目的債券の指定)</u></p> <p><u>第8条 委託会社は、組入債券をその償還日まで投資信託財産で保有することを目的とする満期保有目的債券に指定できるものとする。この場合において、満期保有目的債券の指定は、当該債券を取得した時点で行うものとする。</u></p> <p><u>2 前項に規定する満期保有目的債券の指定は、当該投資信託の運用責任者（ファンド・マネージャーを含む。）又は運用責任機関（運用委員会、役員会等実質的に投資信託財産の運用の指図に関する権限及び責任を有している当該委託会社の組織及び機関をいう。）等があらかじめ定めた方法に基づき行うものとする。</u></p> <p><u>(満期保有目的債券の残存期間)</u></p> <p><u>第9条 満期保有目的債券の残存期間は、3年を超えないものとする。ただし、銀行が発行する</u></p>
第9条 (削除)	

新	旧
第10条 (削除)	<p><u>変動利付債券（銀行が保証するもの及び銀行が発行する債券を担保とするものを含む。）については、この限りではない。</u></p> <p><u>(満期保有目的債券の指定の制限)</u></p> <p><u>第10条 満期保有目的債券（国債等を除く。）の指定は、指定する日において2社以上の信用格付業者等からA3又はA-相当以上の長期信用格付を取得しているもの、若しくは複数の信用格付業者等からの信用格付がなく1社からA3又はA-相当以上の長期信用格付を取得し、かつ当該委託会社が定めるガイドラインによりこれと同等の信用力を有するものと認めたものに限るものとする。</u></p> <p><u>2 満期保有目的債券の指定は、満期保有目的債券に指定された債券（新たに指定しようとする債券を含む。）の評価額の合計額が、指定する日の直前の3月末の純資産総額又は指定する日の純資産総額のいずれか低い額の15%以内に限るものとする。</u>  <u>なお、残存期間が3年を超える銀行が発行する変動利付債券（銀行が保証するもの及び銀行が発行する債券を担保とするものを含む。）を指定する場合は、満期保有目的債券に指定された変動利付債券（残存期間3年を超えるものに限り、新たに指定しようとする変動利付債券を含む。）の評価額の合計額が、指定する日の直前の3月末の純資産総額又は指定する日の純資産総額のいずれか低い額の5%以内に限るものとする。</u></p> <p><u>3 同一の法人等が発行する債券の満期保有目的債券の指定は、満期保有目的債券に指定された当該法人が発行する債券（新たに指定しようとする当該法人が発行する債券を含む。）の評価額の合計額が、指定する日の直前の3月末の純資産総額又は指定する日の純資産総額のいずれか低い額の1%以内に限るものとする。ただし、国債等については、この規定は適用しないものとする。</u></p> <p><u>4 委託会社は、毎月末における満期保有目的債券の評価額の合計額の純資産総額に対する比率</u>  <u>（以下「満期保有目的債券比率」という。）を、翌月末までに本会に報告するものとする。</u></p> <p><u>5 本会は、満期保有目的債券比率が、一定期間、一定比率以上となった場合には、当該委託会社に対し改善に必要な措置を求めることができるものとする。</u></p>

新	旧
第 11 条  (削除)	<p><u>(満期保有目的債券の売却等の禁止)</u></p> <p><u>第11条 委託会社は、満期保有目的債券に指定した債券を次の各号に掲げる事由以外の理由により、原則として当該債券を売却又は保有目的の変更（以下「売却等」という。）を行ってはならないものとする。</u></p> <p class="list-item-l1"><u>（1）当該債券の発行者の信用状態の悪化</u></p> <p class="list-item-l1"><u>（2）税法上の優遇措置の廃止</u></p> <p class="list-item-l1"><u>（3）当該投資信託の合併又は委託会社の変更に伴うポートフォリオの変更</u></p> <p class="list-item-l1"><u>（4）法令又は規制の制定、改正又は廃止</u></p> <p class="list-item-l1"><u>（5）監督官庁の規制又は指導</u></p> <p class="list-item-l1"><u>（6）予期できなかつた当該投資信託に起因しない事象として細則で定める事象の発生</u></p> <p class="list-item-l1"><u>（7）その他やむを得ない事由として細則で定めるもの</u></p> <p><u>2 前項に規定する事由以外の理由により売却等を行った場合は、当該売却等を行った日から投資信託財産が保有するすべての満期保有目的債券の保有目的を変更するものとし、当該売却等を行った日以降2年間は取得した債券を満期保有目的債券に指定し保有することができないものとする。</u></p> <p><u>3 委託会社は、満期保有目的債券を担保に差し入れ若しくはレポ取引又は証券貸借取引の対象とした場合にあっても、当該取引の契約期間の終日が当該満期保有目的債券の償還期日と同日又は償還期日より以前の日となるとき若しくは返還される債券が実質的に同一であるときは、当該満期保有目的債券の目的変更は行わないものとする。なお、現先取引の場合の取扱いについては、細則で定める。</u></p> <p><u>* 細則第5条、第6条</u></p> <p><u>(満期保有目的債券の開示等)</u></p> <p><u>第12条 委託会社は、当該投資信託の運用報告書及び有価証券報告書において満期保有目的債券に指定した債券の銘柄名、利率、額面、評価額、償還期日及び通貨を開示するものとする。</u></p> <p><u>2 委託会社は、当該投資信託の約款、有価証券届出書及び目論見書において、満期保有目的債券に指定した債券については償却原価法で評価する旨を開示するものとする。</u></p>
第 12 条  (削除)  (組入れ債券等の評価)	(組入れ債券等の評価)

新	旧
第13条 組入債券の評価は、原則として時価により評価するものとし、時価は組入債券の銘柄毎に委託会社が次に掲げる価額のいずれかから採用した価額とする。	第13条 組入債券の評価は、原則として時価により評価するものとし、時価は組入債券の銘柄毎に委託会社が次に掲げる価額のいずれかから採用した価額とする。
(1) (略)	(1) 日本証券業協会が発表する店頭売買参考統計値（平均値）
(2) (略)	(2) 金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金商法第28条第1項に規定する金融商品取引業を行う者をいう。以下同じ。）及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいう。）又は銀行等が提示する価額（売気配相場を除く。）
(3) (略)	(3) 價格情報会社の提供する価額
2 (略)	2 その他の有価証券等は、投資信託財産に係る評価及び計理等に関する規則の規定に基づき評価するものとする。  (償却原価法による評価)
第14条 次に掲げる債券は、償却原価法により評価することができるものとする。	第14条 次に掲げる債券は、償却原価法により評価することができるものとする。
(1) 残存期間が1年以内の次に掲げる債券 イ 国債等 ロ 信用格付業者等からA-2又はP-2相当以上の短期信用格付若しくはA3又はA-相当以上の長期信用格付を取得している債券 ハ 委託会社が発行者の財務内容等を基にロに規定するものと同等の信用力を有すると認めたもの  (削除)	(1) 残存期間が1年以内の次に掲げる債券 イ 国債等 ロ 信用格付業者等からA-2又はP-2相当以上の短期信用格付若しくはA3又はA-相当以上の長期信用格付を取得している債券 ハ 委託会社が発行者の財務内容等を基にロに規定するものと同等の信用力を有すると認めたもの  <u>(2) 満期保有目的債券</u>
2 (略)	2 前項に規定する償却原価法は、当該債券の買付約定成立の日又は償還日の前年応当日（応当日が休日に当たる場合は休日明け営業日）の前日の帳簿価額を取得価額として、同日から償還日の前日まで当該帳簿価額と償還価額（割引債は税込みの価額（額面価額に源泉税額を加えた価額）とする。以下第27条において同じ。）の差額を当該期間で日割り計算して得た金額を日々帳簿価額に加算又は減算した価額により評価する方法とする。 なお、加算又は減算した価額は、売買損益に計上するものとする。
3 債却原価法により評価している債券が、格付の引下げ等により時価と評価額に著しい乖離が生じた場合 <u>で、時価と評価額の乖離の合計が純資産総額の25bpを超えることとなった場合には、委託会社の取締役会等に報告することとする。さらに、当該乖離の合計が純資産総額の50bpを超えることとなった場合には、委託会社は監査法人又は公認会計士と協議のうえ、適切な対</u>	3 債却原価法により評価している債券が、格付の引下げ等により時価と評価額に著しい乖離が生じた場合、又は第1項に規定する債却原価法の適用債券に適合しなくなった場合には、委託会社は監査法人又は公認会計士と協議し、適切に対応するものとする。

新	旧
<p><u>応を開始するものとし、監督官庁に報告するものとする。</u></p> <p>(販売に関する事項)</p> <p>第15条 委託会社は、第一種金融商品取引業者、登録金融機関等の当該投資信託を販売する会社（以下「販売会社」という。）と協議し、次に掲げる事項の遵守に努めるものとする。</p> <p>(1) MMFの販売に当たっては、個人投資家主体の販売となるよう努めること</p> <p>(2) 大口申込者への販売に当たっては、MMFの資金管理の重要性を十分説明するとともに、大口顧客からの解約請求の取り扱いに際し、当該顧客の一定金額以上の解約については、販売業者から約定日の4営業日前までに連絡を受けることとすること</p> <p><u>(3) 委託会社は、受益者の流動性需要に応じて販売会社とも連携しつつ適切な資金管理を行うものとすること</u></p>	<p>(販売に関する事項)</p> <p>第15条 委託会社は、第一種金融商品取引業者、登録金融機関等の当該投資信託を販売する会社（以下「販売会社」という。）と協議し、次に掲げる事項の遵守に努めるものとする。</p> <p>(1) MMFの販売に当たっては、個人投資家主体の販売となるよう努めること</p> <p>(2) 大口申込者への販売に当たっては、MMFの資金管理の重要性を十分説明するとともに、大口顧客からの解約請求の取り扱いに際し、当該顧客の一定金額以上の解約については、販売業者から約定日の4営業日前までに連絡を受けることとすること</p> <p style="text-align: right;"><u>(新 設)</u></p>
<p>2 委託会社は、当該顧客の1日当たりの解約受付限度額及び前項第2号に規定する一定金額の額を販売会社と協議して決定するものとする。</p> <p>(開示に関する事項)</p> <p>第16条 (略)</p>	<p>2 委託会社は、当該顧客の1日当たりの解約受付限度額及び前項第2号に規定する一定金額の額を販売会社と協議して決定するものとする。</p> <p>(開示に関する事項)</p> <p>第16条 委託会社は、投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則（以下「運用報告書規則」という。）に基づきMMFに係る運用報告書を作成するものとする。この場合において、委託会社は、仕組み債等で内容の不明瞭な銘柄を分かり易く表示するなど、できるだけわかり易く丁寧に開示するものとする。</p> <p>2 委託会社は、少なくとも月1回は運用報告書規則に基づく月次報告書を作成し、次に掲げる方法により受益者の利用に供するものとする。</p> <p>(1) 当該委託会社のホームページへの掲載</p> <p>(2) 販売会社の店頭備え置き</p> <p>* 運用報告書規則第13条</p> <p style="text-align: right;"><u>(新 設)</u></p>
<p><u>(流動性に関する事項)</u></p> <p><u>第16条の2 委託会社は、MMFの運営に当たり、流動性を確保する観点から、わが国の国債証券、残存期間が60日以内の政府保証債券、日銀が発行する債権及びこれらを除く5営業日以内に満期となる投資対象資産については、当該MMFの純資産総額の30%以上保有するものとし、5営業日を目途としてこれらの内容の確認を行うものとする。</u></p>	

新	旧
<p><u>(投資信託約款への一部解約に関する記載事項)</u></p> <p><u>第16条の3 委託会社は、MMFの運営に当たり、突発的な市場の急変等に対応するため、次の文言を参考にMMFの投資信託約款に「投資信託契約の一部解約」に関する事項として、記載するものとする。</u></p> <p>「委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。）における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第〇項による請求の受付を中止することができる（及び、既に受けた請求を取り消すことができる）ものとします。」</p> <p>なお、上記の「その他やむを得ない事情」には、決済機能の停止、想定を超える解約などにより受益者の公平性が担保出来ないと判断した場合も含むものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p>
<p><u>(ストレステストの実施等)</u></p> <p><u>第16条の4 委託会社は、ストレステストを四半期に一度の頻度で実施するとともに、ストレステストの結果、特定の脆弱性（信用リスク、市場リスク、流動性リスク等）が発見された場合には、当該脆弱性の解消に向けた措置の実施等、適切な対応を行うものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p>
<p><u>(社内規定の整備)</u></p> <p>第17条 委託会社は、次に掲げる事項についてのガイドラインを定め適切に対応するものとする。</p> <p>（1） （略）</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>（2） 第3条に規定する格付の基準を満たさなくなった場合のガイドライン</p> <p>（3） 第14条第3項に規定する著しい乖離と判断する場合のガイドライン</p> <p>2 （略）</p>	<p><u>(社内規定の整備)</u></p> <p>第17条 委託会社は、次に掲げる事項についてのガイドラインを定め適切に対応するものとする。</p> <p>（1） 第3条第1項第3号に規定する同項第2号に定める有価証券と同等の信用力を有するものと認める場合、及び同条第2項第2号のロに規定する同項第2号のイに定める金融商品と同等の信用力を有するものと認める場合のガイドライン</p> <p>（2） 第10条第1項に規定する2社以上の信用格付業者等から同項に定める信用格付を受けているものと同等の信用力を有するものと認める場合のガイドライン</p> <p>（3） 第3条及び第10条に規定する格付の基準を満たさなくなった場合のガイドライン</p> <p>（4） 第14条第3項に規定する著しい乖離と判断する場合のガイドライン</p> <p>2 委託会社は、前項第1号に規定するガイドラインの作成に当たっては、資産の種類ごとに分類して規定するものとする。</p>

新	旧
3 (略)	3 委託会社は、第1項の規定に基づきガイドラインを定めた場合には、本会に届出るものとする。  (雑則) 第18条 (略)
	第18条 MMFに関し、第2章に定めのない事項で緊急を要する事態等が発生した場合には、その都度自主規制委員会の決議をもって措置するものとする。
	2 委託会社は、顧客への支払い対応等により一時的に第2章の規定により難い事象等が生じた場合は、その旨を本会へ届出し、本会の確認を得たうえで対応するものとする。
第3章 MR Fに関する特例 (MR Fの投資対象等)	第3章 MR Fに関する特例 (MR Fの投資対象等)
第19条 MR Fが投資することができる有価証券は、次に掲げる有価証券とする。	第19条 MR Fが投資することができる有価証券は、次に掲げる有価証券とする。
(1) (略)	(1) 国債証券
(2) (略)	(2) 地方債証券
(3) (略)	(3) 特別の法律により法人の発行する債券
(4) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（資産流動化計画に新優先出資の引受権のみを譲渡することができる旨の定めがない場合における新優先出資引受権付特定社債券及び転換特定社債券を除く。）	(4) 資産の流動化に関する法律 <u>（平成10年法律第105号）</u> に規定する特定社債券（資産流動化計画に新優先出資の引受権のみを譲渡することができる旨の定めがない場合における新優先出資引受権付特定社債券及び転換特定社債券を除く。）
(5) (略)	(5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券、新株予約権付社債券及び転換社債券を除く。）
(6) (略)	(6) C P
(7) (略)	(7) 外国又は外国法人の発行する証券で、前6号の証券の性質を有するもの
(8) (略)	(8) 外国貸付債権信託受益証券
(9) (略)	(9) 海外C D
(10) (略)	(10) 貸付債権信託受益権
(11) (略)	(11) 指定金銭信託
2 (略)	2 第2条第2項の規定は、MR Fが投資できる金融商品について準用する。この場合において、同項中「MMF」とあるのは「MR F」と読み替えるものとする。
3 (略)	3 MR Fにおいて運用の指図を行うことのできる取引は、次に掲げる取引とする。

新	旧
	(1) 有価証券の貸付 (2) 債券の貸借取引 (3) 現先取引 (4) 資金の借入
4 (略)	4 前項第4号に規定する資金の借入は、細則の定める限度額の範囲で行うことができるものとする。 * 細則第2条
* 細則第2条  (組入れる有価証券等の範囲)  第20条 MR Fが組入れることができる有価証券の範囲は、前条第1項に規定する有価証券のうち、次に掲げる有価証券とする。	(組入れる有価証券等の範囲)  第20条 MR Fが組入れることができる有価証券の範囲は、前条第1項に規定する有価証券のうち、次に掲げる有価証券とする。 (1) わが国の国債証券、政府保証債券及び日銀が発行する債券  (2) 前号に規定する有価証券以外の有価証券で1社以上の信用格付業者等からA-1相当以上の長期信用格付又はA-2相当以上の短期信用格付を受けているもの  (3) 前2号に規定する有価証券以外の有価証券で信用格付業者等から信用格付を受けていないもののうち、委託会社がその発行者の財務内容等を基に前号に規定するものと同等の信用力を有するものと認めたもの
2 MR Fが組入れができる金融商品の範囲は、前条第2項において準用する第2条第2項に規定する金融商品のうち、次に掲げる金融商品とする。  (1) (略)  (2) (略)	2 MR Fが組入れができる金融商品の範囲は、前条第2項において準用する第2条第2項に規定する金融商品のうち、次に掲げる金融商品とする。 (1) 第2条第2項各号に規定する金融商品で取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けているもの  (2) 前号に規定する金融商品以外の金融商品で次のいずれかに該当するもの イ 1社以上の信用格付業者等からA-1相当以上の長期信用格付又はA-2相当以上の短期信用格付を受けているもの ロ 信用格付業者等から信用格付を受けていないもののうち、委託会社がその発行者の財務内容等を基にイに規定するものと同等の信用力を有するものと認めたもの
(運用指図できる取引の範囲)  第21条 (略)	(運用指図できる取引の範囲)  第21条 第19条第3項に規定する取引は、次に掲げる取引先又は取引対象の範囲で行うものとす

新	旧
	<p>る。</p> <p>(1) 有価証券の貸付は、次のいずれかに該当する者に貸し付けるものであること          　イ 1社以上の信用格付業者等からA-1相当以上の長期信用格付又はA-2相当以上の短期信用格付を受けている者          　ロ 信用格付業者等から信用格付を受けていないもののうち、委託会社がその財務内容を基にイに規定する者と同等の信用力を有するものと認めた者</p> <p>(2) 債券の貸借取引は、当該取引の対象となる債券が第20条第1項に規定するいずれかの有価証券に該当するものであること</p> <p>(3) 現先取引は、当該取引の対象となる有価証券及び金融商品が第20条第1項又は第2項に規定するいずれかの有価証券又は金融商品に該当するものであること</p>
<u>(格付による基準に係る留意事項)</u>	<u>(新 設)</u>
<u>第21条の2 前2条において規定する格付による基準及びこれらの規定に従い保有している資産に係る格付は、格付対象に係る信用力を判定する上で一部の要素に過ぎないことを考慮し、これを機械的に利用することは差し控えるとともに、格付以外の要素を含めた総合的な要素を考慮の上、信用力その他について社内管理を適切に行うものとする。</u>	
(投資制限)	(投資制限)
第22条	(略)
2 同一法人等が発行する有価証券等若しくは取扱う有価証券等への投資の合計額は、次に掲げる額の範囲内とする。	<p>第22条 有価証券等（第20条第1項に規定する有価証券（現先取引の対象となる債券及び債券の貸借取引に係る借入債券を含む。）及び同条第2項に規定する金融商品（現先取引の対象となる金融商品を含む。）をいう。以下この条において同じ。）のうち2社以上の信用格付業者等からA-1相当以上の長期信用格付又はA-1相当以上の短期信用格付を受けているもの、並びに信用格付業者等から信用格付を受けていないもののうち委託会社が当該信用格付と同等の信用力を有するものと認めたもの以外の有価証券等への投資の額は、純資産総額の5%以内の額とする。</p> <p>2 同一法人等が発行する有価証券等若しくは取扱う有価証券等への投資の合計額は、次に掲げる額の範囲内とする。</p> <p>(1) 2社以上の信用格付業者等からA-1相当以上の長期信用格付又はA-1相当以上の短期信用格付を受けているもの、若しくは信用格付業者等から信用格付を受けていないもののうち委託会社が当該信用格付と同等の信用力を有するものと認めたものは、純資産総額の5%以内の額とする。</p> <p>(2) 前号に規定する有価証券等以外の有価証券等は、純資産総額の1%以内の額とする。</p>
(1)	(略)
(2)	(略)

新	旧
3 <u>前2項</u> の規定は、第20条第1項第1号に規定する有価証券について適用しない。	3 <u>前項</u> の規定は、第20条第1項第1号に規定する有価証券について適用しない。
4 取引期間が5営業日以内のコール・ローンについては、第1項及び第2項の規定にかかわらず第6条 <u>第4項</u> の規定を適用する。ただし、取引期間が5営業日以内のコール・ローンであって、取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けているものについては、第1項、第2項及びこの規定を適用しない。	4 取引期間が5営業日以内のコール・ローンについては、第1項及び第2項の規定にかかわらず第6条 <u>第5項</u> の規定を適用する。ただし、取引期間が5営業日以内のコール・ローンであって、取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けているものについては、第1項、第2項及びこの規定を適用しない。
5 (略)	5 投資信託財産に組入れができる資産は、円貨で約定し円貨で決済するものに限るものとする。
6 (略)	6 私募（金商法第2条第3項に規定する私募をいう。）により発行された有価証券（短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債、農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債及び一般振替機関の監督に関する命令第38条第2項に規定する短期外債をいう。）を除く。）、証券化関連商品及び取得時において償還金等が不確定な仕組債等で細則で定めるものへの投資並びに有価証券先物取引及び金融先物取引等の派生商品への運用の指図は行わないものとする。
7 (略)  (投資信託財産に組入れられた資産の残存期間) 第23条 投資信託財産に組入れられる一の有価証券等（預金（CDを除く。）を除く。）の残存期間は、1年を超えないものとする。	7 投資信託財産による債券の空売りは行わないものとする。  (投資信託財産に組入れられた資産の残存期間) 第23条 投資信託財産に組入れられる一の有価証券等（預金（CDを除く。）を除く。）の残存期間は、1年を超えないものとする。
2 (略)  (投資信託に組入れられた資産の平均残存期間) 第24条 <u>第7条の規定は、MR Fの平均残存期間について準用する。</u> * 細則第4条、 <u>第4条の2</u>	2 現先取引に係る有価証券等の残存期間若しくは現先取引及び債券の貸借取引の取引期間は、1年を超えないものとする。  (投資信託に組入れられた資産の平均残存期間) 第24条 <u>投資信託財産に組入れられた資産の平均残存期間は、90日を超えないものとする。</u> * 細則第4条

新	旧
* 委員会決議1 (その他の制限)	* 委員会決議1 (その他の制限)
第25条 (略)  (投資制限比率を超えることとなった場合の調整)	第25条 有価証券を取得する際における約定日（投資信託財産計上日をいう。）から受渡日までの期間は、10営業日を超えないものとする。  (投資制限比率を超えることとなった場合の調整)
第26条 (略)	第26条 委託会社は、やむを得ない事由により第22条第1項並びに第2項第1号及び第2号に規定する比率を超えることとなった場合には、当該比率を超えることとなった営業日を含め5営業日以内に当該比率の範囲内となるよう調整するものとする。
(MR Fの組入 <u>債券等</u> の評価)  第27条 <u>第13条、第14条第1項及び第3項の規定は、本条において準用する。</u>	(MR Fの組入 <u>有価証券</u> の評価)  第27条 <u>(新 設)</u>
<u>2 前項において準用する第14条第1項及び第3項の規定における償却原価法は、MR Fの組入債券について、買付に係る受渡日から償還日の前日まで取得価額と償還価額の差額を当該期間で日割計算して得た金額を日々帳簿価額に加算又は減算した額により評価する方法とする。</u>  なお、買付約定日から受渡日前日までの間は、帳簿価額で評価するものとする。	<u>MR Fの組入有価証券は、買付に係る受渡日から償還日の前日まで取得価額と償還価額の差額を当該期間で日割計算して得た金額を日々帳簿価額に加算又は減算した額により評価するものとする。</u> なお、買付約定日から同受渡日前日までの間は、帳簿価額で評価するものとする。
<u>3 (略)</u>	<u>2 MR Fが組入れているCPについては、前項の規定にかかわらず取得価額で評価するものとし、当該CPの割引料は受取利息として日々計上するものとする。</u>
<u>(販売に関する事項)</u>  第27条の2 委託会社は、受益者の流動性需要に応じて販売会社とも連携しつつ適切な資金管理を行うものとする。	<u>(新 設)</u>
(開示に関する事項)  第27条の3 第16条第2項の規定はMR Fの月次開示について準用する。	(開示に関する事項)  第27条の2 第16条第2項の規定はMR Fの月次開示について準用する。
<u>(流動性に関する事項)</u>  第27条の4 第16条の2の規定はMR Fの流動性に関する事項について準用する。この場合において、同条中「MMF」とあるのは「MR F」と読み替えるものとする。	<u>(新 設)</u>

新	旧
<u>(投資信託約款への一部解約に関する記載事項)</u>	
<u>第27条の5 第16条の3の規定はMR Fの投資信託約款における一部解約に関する記載事項について準用する。この場合において、同条中「MMF」とあるのは「MR F」と読み替えるものとする。</u>	<u>(新 設)</u>
<u>(ストレステストの実施等)</u>	
<u>第27条の6 第16条の4の規定はMR Fのストレステストの実施等について準用する。</u>	<u>(新 設)</u>
第4章 雜 則 (細 則)	第4章 雜 則 (細 則)
第28条 (略)	第28条 この規則の施行に関し、必要な事項を細則で定める。
(その他)	(その他)
第29条 (略)	第29条 MMF等の運営に関し、この規則に定めのない事項（第18条に規定するものを除く。）については、理事会の決議をもって定めることができるものとする。
(所管委員会への委任)	(所管委員会への委任)
第30条 (略)	第30条 理事会は、この規則に関する細則の改正について、自主規制委員会に委任することができるものとする。
2 (略)	2 自主規制委員会は、委任された事項に関し決定（理事会が必要と認めるものに限る。）を行った場合は、速やかに理事会にその内容を報告するものとする。
<u>附 則</u>	
<u>この改正は、平成28年12月1日から実施する。</u>	
<u>ただし、第1条の改正については、平成29年12月1日から実施とする。</u>	